

墨田区消費者ニュース

令和5年5月発行 第198号

【編集・発行】すみだ消費者センター

(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)



「特殊詐欺」にあわないために！！

＜特殊詐欺とは＞

被害者に対面することなく、面識のない不特定の者に対し、電話、FAX、メール等の通信手段を使って、指定した預貯金口座への振り込みや、その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺のことを言います。特殊詐欺の始まりのほとんどは、家庭の固定電話機にかかってくる一本の電話です。

Ⅱ 特殊詐欺の電話を取らないために Ⅱ

- 防犯機能を備えた電話機を活用する。
- 自宅にいるときでも「留守電機能」を設定する。



Ⅱ どんな特殊詐欺があるの Ⅱ

還付金詐欺

自治体、年金事務所の職員を名乗り、医療費・保険料の過払い金や一部未払いの年金があるなど、お金を受け取れる内容の電話をかけてきます。被害者が犯人の指示どおりにATMを操作すると、実際には犯人側の口座にお金が振り込まれるという詐欺です。

キャッシュカードを狙った詐欺

警察官や銀行員などと偽り、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと電話でその説明をした後、犯人が自宅を訪れ、あらかじめ用意しておいた偽のカードと本物のカードをすり替え、そのまま持ち去る詐欺です。

巧みな手口で、「特殊詐欺」は増加しています。

不審な電話や被害にあったなど困ったときは、

まず消費者センターに相談しましょう

(国民生活センター資料より)

すみだ消費者センター（電話03-5608-1773）



消費者センター相談窓口から

**映画出演させると勧誘されマネジメント契約をしたが嘘だった
～若者の夢につけ込む事業者に気をつけて！！～**

【相談事例】

オーディションサイトの「有名俳優が出演する映画に出演できる」という芸能事務所の広告をみて応募し、喫茶店で担当者に会った。担当者から「募集した映画はコロナで中止になったが、大手芸能事務所 A が制作する映画に出演させる。」と勧誘を受けた。事務所に所属するために必要と言われ、その場でマネジメント契約を結び、35万円をクレジットカードで支払った。その後、具体的な説明がないので不審に思い、大手芸能事務所 A に問い合わせたら「映画製作の予定はない」と言われた。嘘の説明をしたと、芸能事務所に返金を求めたら、大手芸能事務所 A 社への問合せは規約違反なので損害賠償請求すると脅された。既払い金の返金を求めたい。

【アドバイス】

全国の消費者センター等には、タレント・モデルなどの契約をめぐる消費者トラブルが10～20歳代の若者を中心に寄せられています。

芸能人に憧れる若者の気持ちにつけ込んで、期待を持たせる言葉で勧誘しますが、勧誘トークを信じてその場で安易に契約することは避けましょう。

必ず具体的な活動内容や芸能事務所との契約内容を確認し、一方的に不当な条項が含まれている場合は契約を控えましょう。

本件では、センターが交渉を重ねましたが、芸能事務所は、損害賠償請求するとの主張を繰り返し返金には応じませんでした。

費用負担を伴う芸能関係の契約を結ぶ場合は、十分に注意してください。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)
(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

